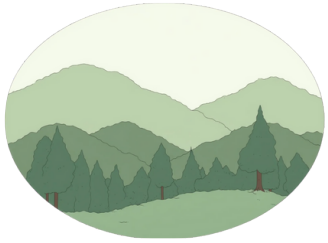
北海道のホームページの情報を基に作成

道有林へ入られる方へ



道有林とは？

道有林は、「北海道有林野」の略称で、**北海道が所有し、整備及び管理をしている森林**のことです。道有林は宗谷を除く13の総合振興局または振興局、74の市町村にあります。例えば、**羊蹄山（えぞ富士）**や、**ニセコ連峰**の一部、**旭岳**を含む大雪山連峰の一部など、みなさんの良く知る場所にも道有林があります。また、**雨竜沼湿原**、**松山湿原**などの湿原も道有林です。 道有林の所在地の詳細については、別紙の地図を見てください。

入林手続き



山菜採取や森林レクリエーションのために入林する場合：
所管する森林室に届け出るか、主要林道等に設置している入林記帳所（箱）で必要事項を記載して入林してください。

山菜採取や森林レクリエーション以外の目的で入林する場合：
事前に所管する森林室へ連絡のうえ入林承認申請書を提出し、入林承認証の交付を受けて入林してください。

留意事項

* 車両で林道を走行するときは、十分速度を落とし、安全運転に心がけてください。なお、ゲートにより施錠している林道等は、車両で入林はできません。
* 毎年各地で、山菜採取や登山、山岳スキーなどによる入林の際は、過信や油断から痛ましい事故が発生しております。入林する場合は、ご家族に行き先や帰宅時間を伝えるとともに、1人での入林は避けて、非常食や非常時の装備など十分準備してください。また、登山計画書は警察署への提出をお願いします。
* エゾシカ狩猟期間（地域によって異なりますが、多くの地域では10月1日から3月31日まで）中は、狩猟に伴う事故や未然を防止するため、狩猟以外の目的での入林をできるだけ控えください。

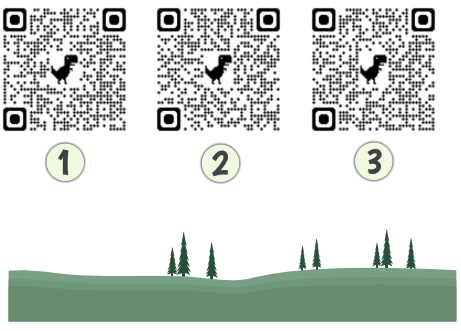
スノーモビルについて



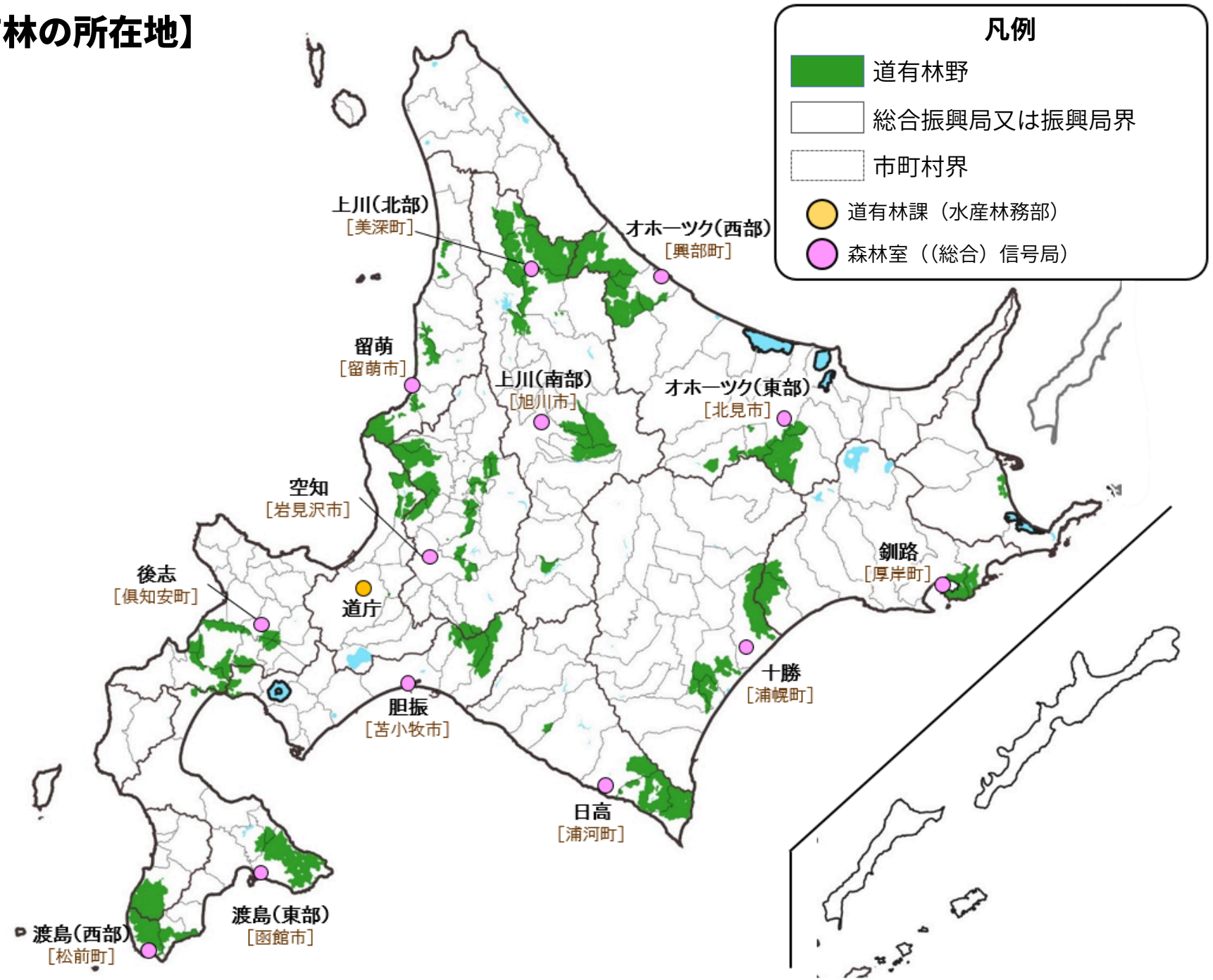
道有林内へのスノーモビルの乗り入れについては、特別な場合（ヒグマの春期管理捕獲や救助活動など）を除き、事故の発生や、自然環境に悪影響を与える恐れがあることなどから認めておりません。

関連ページ

1. 所管する各（総合）振興局森林室
 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/dyr/doyurinka/doyurin.html
2. コンパス（オンライン登山届・登山計画書作成）
 https://www.mt-compass.com/
3. 銃猟立入禁止区域 国有林及び道有林
 https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/nyurin/attach/jyuukinnzu.html



【道有林の所在地】


凡例
道有林野
総合振興局又は振興局界
市町村界
道有林課（水産林務部）
森林室（(総合）信号局）
上川(北部)
[美深町]
オホーツク(西部)
[興部町]
留萌
[留萌市]
上川(南部)
[旭川市]
オホーツク(東部)
[北見市]
空知
[岩見沢市]
釧路
[厚岸町]
後志
[倶知安町]
道庁
十勝
[浦幌町]
胆振
[苫小牧市]
日高
[浦河町]
渡島(東部)
[函館市]
渡島(西部)
[松前町]